

第7回天塩川流域委員会テープ起こし

(発言者未確認の作業過程のもの)

日時：平成17年7月19日(火) 12:30～15:10

場所：土別グランドホテル

第7回 天塩川流域委員会

1. 開 会

山田課長

それでは、ただいまより第7回天塩川流域委員会を開催いたします。

私は、事務局を務めさせていただきます、留萌開発建設部治水課長の山田でございます。 議事に入るまでの間、司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料で、天塩川流域委員会第7回委員会資料と書かれたものが、A4縦のものがございます。

資料 - 1 としまして、天塩川水系河川整備計画（原案）と書かれたものが、A4縦のものが1部ございます。

資料 - 2 としまして、「天塩川水系河川整備計画（原案）」における「天塩川かわづくりの提言」及び流域委員会等で出された意見についてという、A3横の資料が1部ございます。

資料 - 4 としまして、天塩川水系河川整備計画についてという、A4横の資料がございます。

資料 - 5 としまして、天塩川流域委員会に寄せられたご意見という、A4縦の資料でございます。

資料 - 3 と資料 - 6 につきましては、一番最初の「天塩川流域委員会第7回委員会資料」の後ろの方に添付してございます。

また、委員の皆様には、参考資料といたしまして、「天塩川水系河川整備計画について」というもので、第3回から第6回までに配

布した資料をまとめたものを1冊ご用意しております。

それから、ファイルとして、「天塩川 資料集」と書かれたものをお配りしております。

また、本日ご欠席の菅井委員のご依頼により、7月7日に北るもい漁業協同組合から旭川開発建設部に提出されました意見書について1部お配りしてございます。

以上でございますが、資料の足りない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、天塩川流域委員会の設置要領の規定によりまして、委員の2分の1以上、9名以上の出席で委員会が成立することになっております。

本日現在のところ、15名のご出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、会場の皆様をお願い申し上げます。

議事の妨げにならないよう静粛にさせていただきますとともに、携帯電話につきましては電源をお切りになるかマナーモードに設定していただくようお願いいたします。

また、審議に入ってからフラッシュ等を使用した撮影及び傍聴席よりも前での撮影については、お控えいただきますようご協力をお願いいたします。

なお、私ども事務局で委員会の記録のために撮影と録音等を行いますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、以後の議事運営につきましては、清水委員長をお願いしたいと思います。

委員長、よろしくお願いいたします。

2 . 議 事

1) 議事要旨 (案)

清水委員長

よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、まず前回までの議事要旨の確認を行います。

その後、前回の委員会で、引き続き議論をするということになっておりました、意見聴取会をどうしていくか。それから検討会をどうしていくかという議論をしたいと思います。その後、前回の委員会では、今後は原案の形にとりまとめて議論を進めることになったので、河川整備計画の原案について事務局から説明を受け、その後3時を目途に原案について90分ほど議論していきたいと思います。

まずは、第5回、第6回天塩川流域委員会議事要旨の確定ですが、第5回の議事要旨につきましては、前委員会の後、出羽委員に確認をいただきましたので、配布した資料の内容で確定させていただきたいと思います。

また、第6回委員会の議事要旨につきましても、既に各委員に照会しておりまして、修正等を行っておりますので、この内容で確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

出羽委員

前回の第6回委員会で、第5回の議事録について修正意見求めまして、それが前回出てきたものに対して、この場で修正されていないということで、ここで一度決まったのですが、その後、事務局からテープ起こしをしたものを持って来られまして、僕の主張したことが違ってしまっていて、それで、今回改めて3点ですけれども、整理するという部分になったところが、僕が求めたのは「資料を委員会に提示した上で検討する必要がある」というふうに訂正を求めたのですが、実際僕の発言はそうになっていませんでしたので、今回のこういう形で改めさせてもらう。前回僕のが違った点はお詫びいたしたいと思います。

それはそういうことなのですが、もう1点は、前回僕も自分の意見を配布して読んでいただけたかと思うのですが、当初から言っていましたように、1カ月に1回なり2回の委員会では、前回自分がどう発言したかも細かいところまでは忘れちゃうといいますが、そういう点があるのと、この議事要旨をまとめるだけでは、やっぱりこの会議のどういうことが検討されたかという雰囲気はホームページ等で公開されてもよく住民の方に伝わらないのではないかということで、やはり全文を公開してほしいということを当初から僕は言っていて、一度はそうじゃなくて議事要旨という形で、これは決まっていることですが、そのことをぜひ、今じゃなくてもいいのですが、再検討してほしいというふうに思います。

これは、この前の意見にも書きましたけれども、恐らく全部かどうかは分かりませんが、石狩川流域の流域委員会でも、記名の上で全文公表されていて、やっぱりもう今はそういう時だと思う

のです。

ですから、労力の問題ということもありましたけれども、それはやっぱりできる問題ですから、是非全文を改めて公開するように、僕は再検討を、検討していただきたいと、そのことだけ申し添えておきます。

清水委員長

確か、第1回の委員会とか第2回の委員会で、かなり時間をかけて議論して、全文のテープは事務局で保管して、委員会では議事要旨だけを公開しようということ、一応はなっているのですけれども、それについてもう一度考え直してはどうかという意見なのですが、ほかの皆様はいかがでしょう。

出羽委員

もし氏名明記ということで困るといえるのですか支障があるという、自由な発言ができなくなる可能性があるということも検討されたということはあったかと思うのですが、もしそれであれば、場合によっては明記じゃなくても全文が出ればもっと内容が見た人に分かると思いますので、そのことも含めてぜひ検討していただければというふうに思います。

清水委員長

今、ここで議論したほうがよろしいですか。

出羽委員

今でなくてもいいです。後半ででもいいです。

清水委員長

そうですね。じゃ、また別の機会で議論するというので、今日は議題もいろいろあるようですので、

出羽委員

余り時が経つと意味がなくなりますので、その点だけ配慮していただきたいと思います。

清水委員長

では、また皆さんも少し考えていただくということで、よろしくお願いいいたします。

それでは、議事の方は確定ということでお願いいいたします。

(意見聴取会・検討会についての議論)

清水委員長

続きまして、前回の委員会で、まだよく決まらなかった部分なのですけれども、意見聴取会、それから検討会をどうするかということですね。

まず、意見聴取会を一度やったのですけれども、その後意見聴取会での意見、それからその後もホームページ宛とか委員会宛、事務局宛に皆様からたくさんの意見をいただいております。

それらも踏まえて、意見聴取会を再度開催するかどうかというこ

とで、前回の委員会ではいろんな形で出された意見をすべてこちらで公開も含めて全部いただいて、その中で委員の皆様、それを十分検討して読んでいただいて、その部分で必要な部分は委員会の中で議論すべきというような意見が多かったような気もするのですが、これらも踏まえて、意見聴取会というのを今後どうするかというのを決めていきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。どなたからでも。どうぞ。

酒向委員

意見聴取会について、私の考えではもっと続けたほうが良いと。と言いますのも、前回一度だけということと、そして場所の関係も私申したとおり、偏っているのではないのかなという考えで、もう一度と言わず、やったほうが良いと思います。

清水委員長

ほかの皆様、いかがでしょうか。

岡村委員

この間私の意見は、委員長から紹介していただいたように、直接集まってやるという方法というのはもう物理的に限界があると思いますので、インターネットだとか、あるいはファックスだとかいろんな形で意見を寄せていただいて、それを事務局の方で論点を整理していただいて、そして委員会の中で議論していただいたほうが今の時代には合理的じゃないかという意見です。

清水委員長

できれば、皆様一言ずつでも意見を言っていただくと助かるのですけれども。

田苅子委員

多くの人から意見を聞くということは、これは大事なことだと私は思っております。ただ、どこまで聞くかという問題、けじめの問題というのがこれまた大事なことになっていくのではないかと。

我々流域委員会というのは、本来その河川整備計画をつくっていく場合に、河川法の中で流域委員会をつくって、そして意見を十分に聞いて、その考え方を整備計画の中に反映をしていこうというのが私は趣旨ではないかと。

間違っているのであれば、それはまたご指導いただきたいと思えますけれども。そうなりますと、先ほど出羽先生もおっしゃいましたけれども、1回決まったことで確かにまたもう1回振り返ってみることも大事ですけれども、ワンスモア・ワンスモアで何回かそういうことで繰り返していってしまうと、これ前に進まないのではないかと。

前に進まないから拙速に話題を、問題をそこで伏せてしまうというようなことも、これもどうかと思うのですけれども、私は流域委員会の委員というものは、大きなそういった期待を担って選ばれてきているつもりで、普段私なりに見てきた河川に対する理解の浅さもありますけれども、現実の問題を引っ下げていろいろ言ってきておるつもりでありますので、多くの意見を聞くことはそれは大事であります。今、岡村先生のおっしゃったようなことも1つの方法か

と思うのですけれども、どこまでそれじゃ回数を持っていくのか、何回開催したらいいのか、あるいはそこに集まっている顔ぶれが、ちょっとこれはまた違うから、だからまたやらなければならないとか、そういうようになったら私は際限がないものということで、非常に難しいものがあると認識しております。

今、思っていることはそういうことでございます。

清水委員長

ありがとうございました。

どうぞ。

本田委員

委員長、この会議はいつまで続いていくのでしょうか。私どもは、ある程度話し合いが進んできたのかなと思っているのですけれども、これから今年度中に決めるものなのか、ずっとこの話し合いが続けていくものなのか、そのことによって大分違ってくるのかなと、このように思っております。

地域に入っているんな意見を聞くということは大変大事なことだとは思うのですけれども、これがどのあたりでその結論というかこの会が終わっていくのか、そのことによってもずいぶん違ってくるのかなと、このように考えておりますので、委員長さん一人で決めるということにはならないのでしょうかけれども、その辺がどの辺までこの会議が今後続けられていくかによって違ってくるのかなと、このように思っております。

清水委員長

はい、どうぞ。

前川委員

今の意見とはちょっと違う意見なのですが、関連するので。結構前に進んでいる、結構議論されたと、僕は全くまだ思っていないのです。だからもっとやってほしいと思うのですが。そのことがまず1つ。

それから、もう1つなのですが、意見聴取会なのですが、無限にやるということは、常識的にそんなことはあり得ないです。だからなるべくたくさん、何回もいろんな意見を聞くというのは、ここの役目だと思うのですよ。まずそれが1つなのですが、前回の聴取会で、大変いい意見がたくさん出たと思うのです。その中の意見も、これから多分検討されると思いますが、たった11人であれだけいい意見が出ているのですから、もっと何回か、もうこれで出ってしまったなというくらいまでは、やるべきだというように思います。

井田課長

時間的なスケジュールについては、前回の委員会でもちょっとご指摘がありまして、お手元の第7回委員会資料というものの資料6の方に、第5回の流域委員会でお配りしたものを時点修正して出させていただいております。様式等、余り変わっていないのですが、その後、意見聴取会、流域委員会と開かれましたので、ここに記しているのですが、平成15年度から流域委員会が始ま

りまして、平成16年度、17年度という形で、私どもの作業的なスケジュールとしては、年度内に取りまとめていってはどうかというような考えで、説明させていただいているところです。

清水委員長

これはあくまでも事務局の案であって、この流域委員会は意見を述べたり議論をするのが任務ですから、十分意見が出尽くしたところまでは、やっていくべきではないかなというふうに思います。ただ、いつまでも延々ということにはもちろんならないと。そういう常識的な、ある程度のところで意見が出たところまでやっていくべきじゃないかなというふうには、私は個人的には思いますけれども、皆さんそれぞれお考えがあるのかもしれない。

出羽委員

今の委員長の、ある程度出尽くすところまで続けていくというのは、僕も賛成です。意見聴取会については、前回も言いましたけれども、170名でしたか、最初の意見。それで、この前、実質は11名ということで、もちろん何回も、全員だということには当然成り得ないのですけれども、余りにも少な過ぎると、1回の11名だけではですね。そういう意味では今後何回かやって、いろんな意見、大変な意見あると思いますから、それを十分聞くということは必要だと思います。

それともう1つ、この前も聞いていて、幾つか確認したかったり、お聞きしたかったこともあったのですが、時間の制約もあって、なかなかそれができなかったということもありまして、ただ、意見言

いっ放し、聞きっ放しという、意見陳述者の方も、言いつ放しで、それがどういうふうに今後反映されるなりされないなり、そういうこともありますので、もう少しやり方を工夫して、もうちょっと時間を持って、多少確認なりやりとりができるような、そういうことが必要じゃないか。その方が実りが出てくるのではないかという気がします。

前川委員

それからもう1つ、有効にやれる方法だと思うのは、僕、前回実は出ていなくて申しわけなかったのですが、ワーキングを立ち上げて、そこでもっと意見を酌み入れるといったような方式をとれば、何回も例えば意見聴取会をやらなければならないというようなことは、防げるのかなというような気がします。できればワーキングなんかを立ち上げて、もっとここよりも有効にというか、効率よく論議できるような場所をつくってはどうかというのが意見です。

清水委員長

この委員会とは別のワーキンググループというのか、専門委員会というのはちょっと分かりませんが、そういうところでダムのことやなんかを中心に議論したらどうかという意見も前回出されておりましたが、それはこの次に議論することにして、まずは意見聴取会自体を今後も引き続き開催していくかどうかを決めて、それをどういう組織でやるかというのは、また次に決めていったらどうかというふうに思うのですけれども。

田苅子委員

思ったことを率直に申し上げますので、余り気を悪くしないでほしいと思うのですけれども、私、何回かこの委員会の中で申し上げておりますのは、ここは審議会という場所とはちょっと違うのではないかということ、何回か申し上げてきているのです。諮問があって答申をしなければならんというときには、これは大変な立場で、多くの流域の委員の方々の皆さんの意見をいろいろ聞いて、委員会としての1つの最終的な結論を答申するという場合に、私はそれは当然そういう責を負って、もちろん今も責任はありますけれども。ただ、今言ったように、いろいろと広く不特定多数の人の意見を聞くというのだったら、何もこの流域委員会が主催してやるということじゃなくて、開発ご当局が直々やったって、それはやれることだと私は思うのです。そこに流域委員会の存在というのがきちっと明示されて、私たちはその中でいろんな意見を交換して、そして開発ご当局は、我々の考えて話したことの有益なこれはというものは、当然整備計画の中に生かしていくと。私はそういう本筋をきちっとわきまえた中で議論を進めていくべきではないかということは、前から申し上げているわけなのです。ですから、委員会の名のもとに、その諮問に対して答申をするという場合、これはもちろん自らのそういう聞く場をどんどんつくって答えを出していくと。最終的には、その場合は審議会ということになると、みんなの採決で、多数決で決していくということになるわけですから、そこはいろんな議論百出、当然ですけれども、私はこの流域委員会というのは、議論百出してもいいのですけれども、それはお互いにキャッチボールすることよりも、むしろ開発ご当局が、そのことをしっかりと耳を

傾けて整備計画の中に生かしていくという、そういう流れの中で、この流域委員会というはあるのだということになれば、そこら辺はどのように認識して皆さんこれから臨んでいくのか。私はそこら辺が非常に大事なことだと思っておりますので、ご参考までに、もう1回みんなで考えてみたいと思っております。

清水委員長

今、委員会の趣旨とか委員会を招集されている目的とかということでお話ございましたけれども、若干、前回も前々回も説明がございましたけれども、もし事務局の方で、何か委員会の趣旨とか招集している趣旨についてコメントがあれば。

井田課長

前回と重なる部分もあるのですけれども、資料を先ほど第7回委員会資料、A4縦版の資料3をちょっと開いていただきたいと思います。資料3の3ページを開いていただきたいのですけれども、委員会の性格等について、河川法をもとに、ちょっと説明させていただければと思います。

河川整備計画の策定の手続に係る法律のことについて、ちょっと紹介させていただきたいと思います。

河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って、当面の具体的な整備の内容を示すものでして、河川法には、ここに示されているような形で規定されていますので、紹介させていただきたいと思います。

まず、河川法第16条の2というところなのですけれども、河川管理者は、河川基本方針に沿って、計画的に河川の整備を実施すべ

き区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならないとなっております。

河川整備基本方針の本文につきましては、資料集のファイルの方に綴じております。

それと、河川法の第16条の2の第3項というところに、河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないということになっております。

それと、河川法第16条の2の第4項というところには、同じく河川管理者は前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、公聴会の開催等、関係住民意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

その下にいきまして、河川法第16条2の第5項、河川管理者は、河川整備を定めようとするときは、あらかじめ政令で定めるところにより、関係都道府県知事、または関係市町村長の意見を聴かなければならないということで、それに付随して、政令が第10条の4ということで、下の方に記載されております。ここは省かせていただきます。

それでは、天塩川の方ではどうなっているかということなのですが、けれども、河川管理者である北海道開発局は、平成15年2月に、天塩川水系河川整備基本方針を策定されておりますので、それに沿って、天塩川水系の河川整備計画の案の作成に当たり、河川法の規定に基づきまして、ここで言うと、第16条の2の第3項になるかと思うのですが、それに基づきまして、河川に関し学識経験を有する方や、天塩川流域に知見の深い方々の意見を聴く場といた

しまして、ご案内のとおり、平成15年5月に、天塩川流域委員会を設置したところでございます。

これまで、6回の流域委員会を開催しまして、天塩川の状況を説明したところですが、今後、天塩川水系河川整備計画の原案について、全体像が見えるような形で取りまとめて議論するという事で、意見を伺っていきたいと思っています。

また、河川法の規定に基づきまして、関係住民の意見を反映させる場として、公聴会の開催等を予定しておりまして、更には知事の意見を聞いた上で、天塩川水系の河川整備計画を策定してまとめていききたいと、このように考えております。

以上です。

清水委員長

そうしますと、事務局の方は、河川整備計画に関する学識経験者、それから地元の専門家の意見を聞くために、この委員会を招集しているということですね。その委員会が、その意見を述べるためには、更に住民の意見を聞かなければならないかどうかという、今議論をしているところになるわけで、その辺をちょっと踏まえて、議論をしていただきたいなというふうに思うのですけれども。

出羽委員

これも前回は、いつも僕が言うことで繰り返しの部分もあるのですが、田効子さんの言ったことはそうだと思うのです。ここでいろんな意見を述べ、それから流域住民の意見聴取会をやり、それを開発局長が判断してつくっていくという、それはそのとおりだと思う

のです。ただ、前回も言いましたけれども、例えばこの前の懇話会の段階で、総合治水を目指すという提言をまとめています、幾つかの中で。それから基本方針の中でも、例えば源流から河口までの一貫した対策を考えるのだということがありますし、それから自然環境と治水・利水を調和した施策を目指していくと。そういうことははっきり入っているわけです。ですから、目指すところは、いろんな意見があるのですけれども、総合治水なり治水・利水、それから環境の保全ということをどう調整していくか。その合意を目指していくということだろうと思うのです。そのために流域委員会もあり、意見聴取会もあり、そういう判断だと思うのです。ですから、単にここでそれぞれの意見を勝手に言って、それを開発局が取捨選択して決めるという意味じゃなくて、いろんなところで合意を目指して、どこに問題点があるのか、意見の対立があれば、どういう点で対立しているのか、そのための資料も含めて、そういうことを明確にして出していく。歩み寄るところがあれば、もちろんそれを目指していくのですが、できるだけそれを目指していく。そしてそれを開発局が尊重すると。このことは前回も言いましたけれども。そのことが大事なのであって、ですから、ただ単に意見を言う、聞くということじゃなくて、できるだけ問題点を明らかにして、合意を目指していくと。それを目指すために、必要だということを行っているのだと思います。ただ、のべつ幕なしに、いつまでもやるというわけではないのですけれども、そのことに焦点を置いていけば、実りが出てくるのではないかというふうに思います。

清水委員長

ありがとうございました。他の委員の皆様どうですか。長澤先生はどうですか。

長澤委員

意見聴取会をどうするかという話に絞って申し上げますが、先ほど法律の解釈、説明がございました。意見聴取会はあくまでも現地見学会とか勉強会とか、天塩川の場合には、勉強会というものはやっていますけれども、そういう位置づけになっておりまして、流域委員会とは位置づけが違っております。あくまでも意見聴取会は、この流域委員会の委員各人が参考にするといいですか、十分にその意見を酌み取って、そしてこの場で議論をする、そういう位置づけのものだと思います。

それから、先日、1回目の意見聴取会に当たりましては、170名のうち13名の意見陳述人を選定いたしました。その作業に私も加わりましたけれども、その中では、意見分布、それぞれ主張が違っておりましたので、そういう分布、あるいは流域とのかかわり、それから職種だとか年齢とか性別とか、それからお住まい、どういふところにお住まいになっているかと。いろんなことを勘案して13名の方を選んだつもりです。大体要約されたような人選だったというふうに自負しておりますけれども、しかし、実際、当日は残念ながら、お2人の方は事情により欠席されております。こういうことを重ねて、たとえ5回やったとしても、その人数は170名に対して五、六十名、少数にあるわけです。物理的に、あるいは会の持ち方等についても限界があるように私は感じております。意見そのものは公表されています。委員はその内容について十分に、書面以

上に訴えるところが意見陳述によって述べられる可能性はもちろんありますけれども、ある程度のことは、住民の方々のご意見は酌み取れるというふうに私は思います。したがって、この公開されている意見の内容を我々が真摯に受けとめて、そしてこの流域委員会に生かせば、それでいいのではないかと、私は個人的にはそう思っております。

清水委員長

ありがとうございました。梅津委員いかがでしょうか。

本田委員

私はこの委員会は委員会としての私どもの発言をすべきだと。こういう大学の先生方たくさんと私どもが議論し合うなんていうことは、到底できないわけですから、そして、もしそういう意見聴取をするのであれば、これは開発さんがそれぞれの町村、2つとか3つとか、そういう形の中で集めて、その意見を聴取するというのでなかったら、この委員会で委員長さんも副委員長さんもはじめ、各町でやったり、そういうことを何回やっても、ある程度、話す人は限られてくるわけですから、もしそういうのであれば、開発さんの方で2町なり3町集めて、そういう中で住民の皆さんの意見を聞くという、そういう会にしていきたいと。私どもは、この場所は自分たちの意見を出す場所にしていきたいと。人を集めて私どもが意見を聞くということ、ちょっと私個人としては行き過ぎではないのかなと、このように考えております。

梅津委員

私も長澤先生、本田町長の意見に賛成なのですが、本当にこのままいくと、一番後ろのページにありますスケジュール表、このことにまた何年度も何年度もつけながら、延々と審議していきやならない。そういう体制になるのかどうか、そこら辺が心配なのです。我々委員として選ばれて、私は専門家でもございませんし、ただ単なる農業を営んでいるという立場での意見を申し上げさせていただいておりますけれども、利水者というような立場でおりますけれども、皆さん方の意見聴取、このことを本当に、4月18日に私も聞かせていただきましたし、そのほかの資料等々でもいろんな意見を聞きましたけれども、更にこの後、どういう意見を聞いていったらいいのかなということで、ちょっと整理がつかない部分が私の中にありますので、意見聴取は、先ほど言っておられましたように、別な立場での聴取会があって、委員の立場での会議というものは、このまま続行していったらいいなというふうに、私は個人的に考えます。

井上委員

今日思ったのですが、せっかく整備計画の原案ができてい
る中で、30分も40分もこういうことで議論するのが、とても時
間がもったいないなと今思っています。それと、整備計画の原案が
出たのですから、この原案に沿って我々が意見を述べた中で、どう
してもこの部分については、住民の意見も聞きたいというテーマが
できた時点で、それをやるかやらないか議論していいのではないかな
というふうに思っています。

清水委員長

あとと言っていない方。

辻委員

特に新しいあれではないのですけれども、長澤先生のおっしゃったことに納得しております。もし意見を新たに聞きたいとおっしゃるのでしたら、先ほどありましたように、期限を切って、インターネットなんかでということが、もし必要であればというふうに思います。

それと、もっと公聴会を開くというふうに希望されている委員の方は、今まで出てきた以外に拡大しようというのか、今出ている中で、更に臨場感ということもありましたので、その方々の中から更に意見を聞くというのか、その点をちょっと聞きたいなど。先ほど事務局のご説明の中では、何か必要であれば、直接公聴会ということも考えているかにも聞こえましたので、今、長澤先生なんかがおっしゃっているような進め方でいいというふうに思います。

橘委員

私思ったのは、聴取会というのは、あくまでも流域委員会のもとでの聴取会だと思うのです。その中で、ほかの発言できなかった方が、個人的にいろいろ言われてきたいろんなことがあったと思うのですけれども、一応こういうふうにまとめておられるわけですね、資料 - 2 のように。そういうふうな中身も見て、当たり前のことなのですけれども、長澤先生おっしゃったように、一応考えていろん

な方を選んでいる。例えば僕らも文章を読みました。その中でこういう資料2のような中で、状況を限って、場面を限って、その限ってというのは難しいと思うのですけれども、そういうことで、1回であれだけの方が集まったということは、いろんなことを言いたい人が多いということなので、こういう議論を経て、そんな3回、4回とできませんから、補足するような格好で、もしもできれば1回程度、もしよければですね。そういうことはやるのも大変ですから。あとは田苅子さんがおっしゃったように、委員が1人1人の代表だということで、あとは消化していく方がいいと思います。

以上、私の意見です。

黒木委員

私も前回の議論で、もうこの問題には決着がついているのだろうというふうに理解をしておりました。結局、整備計画そのものがここで議論をされるということが大事なことだろうと思います。さきの意見聴取会に寄せられた多くのご意見を見ましても、早くやってくれと、こういう意見がものすごくたくさんあるわけです。それをまだ意見を聞きたいなとか、そういうことに名をかりて時間を延ばすのはいかななものかと。私は大反対であります。

清水委員長

山口委員はいかがでしょう

山口委員

下流部の方の問題なのですけれども、河川整備計画の中で、私ど

も身近にこうしてほしいなという部分があるのですけれども、ぜひ河川整備計画の中に盛り込んでいただきたいと思うのは、下流部の方で、

清水委員長

今、意見聴取会を、今後もっとやるかどうかということ、ちょっと伺っていたのですけれども、よければそういう観点で発言願えればと思ったのですけれども。

山口委員

私ども河川整備計画の中で、要望といいますか、盛り込んでいただきたい、そういうことを申し上げたいわけなのですけれども、そういうことではだめなのですか。

清水委員長

そういうのはまたそういう発言の機会が今後もあると思いますけれども、今、ちょっと意見聴取会をどうするかというのがペンディングになっておりまして、どうしようと、今後の委員会の進め方についての議論をしているのですけれども、もし今後の意見聴取会をどうするかということについて、ご意見があれば伺いたかったのですけれども。もしなければ結構ですが。

清水委員長

石川先生はなにかございませんか。

石川副委員長

この前のご意見が170名以上書面でお出し、その後またご意見としてかなりな数が出て、それを一応読みました。またその中からこの前は10名、欠席者はおられましたが、10名ほど意見をお聞きしました。確かに自らご発言になることを聞くのは、大変参考になったことは事実です。ただ、私はこれから繰り返し、更に10名、20名とご意見を同じような形でお聞きするよりも、現在170名、180名の方々が文面でお出されていることに対して、どう我々がこれを解釈、吟味して委員会の審議に生かすかということの方が大事なような気がしております。まだそれさえも完全に消化し切れないような感じで、またご意見をお聞きしても、果たしてどれほどそれが解釈できるか、あるいは吟味できるかというのは、大変下手な話で申しわけありません。ですから、一応ここで大事なものは、改めてまたご意見をお聞きするよりも、現在までに出されているご意見の中で、これは大事なことだと思いを論議し合い、自分の参考にもさせていただくということの方が、今大事なことに思っております。したがって、改めて意見聴取会ということは、現段階で要らないと思っております。

以上です。

清水委員長

ありがとうございました。

それでは、ほかにもいろいろご意見はあるとは思いますが、私の意見もちょっとよろしいですか。

賛否両論ございましたけれども、委員会ですから、委員の意見を

述べるというのが非常に大事、それぞれの専門の立場から、委員の意見をまず述べるということが大事なので、先ほど井上委員もおっしゃっていましたが、まず委員会として皆さんの意見をどんどん出していくというのを進めながら、もしかして、場合によっては、この件については、もう少し幅広く意見を聞かなきゃならないということになれば、その時点で考えるということにして、委員同士の議論を深めていった方がいいんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、私の意見は。いかがでしょうか。

出羽委員

最初に言いましたように、僕の意見は、170名出て、1回11名だけでは少な過ぎるということなのです。その意味は、恐らくあとやっても、せいぜいできて一、二回だと思うのですけれども、全部なんか到底無理だということは分かるのですけれども、この後どんな意見が出てくるのだろうかということじゃなくて、これは素直に聞くということだと思うのです、流域委員として。そのことが大事だと思うのです。これだけたくさんの方が意見を述べたいというふうに出てきているのですから、できるだけ素直に受けるということが、まず大事だと思います。ですから、引き延ばすために求めているなんていうことは全くありませんので、その点だけは誤解ないようにしていただきたいと。また、別な形でそういうことが、本田さんも言われましたけれども、そういう形もあり得るかもしれませんし、また委員長が言いましたように、必要になったときに、そういうこともあり得るかもしれません。ただ、そういったことが流域委員会に反映されていくということが大事だと思います。

以上です。

前川委員

何か繰り返しになるところだけは外しますが、170名の方って、この流域委員会に入っていると僕は同じだと思っているのです。だからもっと聞きたい意見があれば、実際にあるのですね、もう既に。その意見の中に、もっと詳しく、ひょっとしたら聴取会のやり方を変えれば、もっと勉強になるようなことがありそうな気がするような意見も幾つかもう既にある。それは僕はもうちょっと詳しく聞いてみたいなというように思っていて、結論から言うと、もうやらないというような結論は出さないでほしいと。ぜひ必要だと思うときには開いてほしいと。そのときには、ひょっとして前回と違うようなやり方の方が、もっといいかなというような気がします。

以上です。

酒向委員

意見としては、先ほどと同じ意見なのですが、今お話を伺っていくと、この場は委員が発言する場と、委員が動く場ですが、委員が参考にするという方が結構いらっしゃいました。そういうことも踏まえて、ぜひともやるという方向でお願いしたいなと思います。というのは、この流域委員会が、これ以上、耳を閉ざしたという、そういうふうには何か感じるのです。今170人聞いたから、それでいいだろうという意見もあります。しかし、私は今1度、耳を開いてはどうかなというような態度で示すことが大事なのかなと思って発言しました。

以上です。

清水委員長

ここで再度の意見聴取会を今やらないと、これ以上議論が進まないというふうには、ちょっと、そうではないですね。ですから、原案も今出てくるということですし、それを含めて議論もしながら、それから、再度意見聴取会も必要によってはやると。それから、もちろんホームページとか郵送とか、事務局あて直接・間接にたくさん意見は、とにかくいつもオープンにしていると。それも全て皆さんの場に公開して、それを踏まえて議論にも持っていくというようなことを踏まえて、とりあえず今の委員の皆様の意見を述べていくという形で、委員会を続けていってはどうかというふうに思うのですけれども。

田苅子委員

何回も私は言っていますけれども、この場というのは、あくまでも委員の資格として責任を持って発言をするというフリートークの場だと思うのです。委員個々は、それなりの流域に生活する皆さんの声だとか、高いアンテナを張っておかなければならないのですよ。そして勉強もしなければなりません。そして、その名のもとに自分がそれを消化して、考えをここできちっと申し述べると。私はそういうことでいいのではないかと思っています。中に、今、清水委員長おっしゃったように、これはもう少しざっくりばらんに聞いてみたらいいなという場合には、かたくなに全部門戸を閉じるというのではなくて、もっとこの流域委員会は、そういう意味では、柔

軟に対応することもどこかに置いておかなきゃならんと。私はそういう結論で次に進んでもらいたいと。私もある時間が来たら戻ってくれと言われていいますので、あせっております。

清水委員長

議事がなかなか進まないの、申しわけないと思いますけれども、ということで、門戸を閉ざすということでは決してなくて、新たな意見聴取会もあり得るということで。

田苅子委員

ただ一切ナッシングだと、そういうことではないのだと。

清水委員長

そういうことでよろしいでしょうか。じゃ、そういうことで進めさせていただきます。

それと次に、もう1点だけ。この委員会とは別の専門委員会を設けて、その委員会で何かダムのこととか、そういうのを議論するというような意見も出されているのですが、それについてはいかがですか。ちょっと類似の話ではあるのですが。

黒木委員

それについても、前回、委員会で申しあげましたけれども、ほかのこの委員が全員が入らない部会で出てきた結論に対して、別にこの委員会なり、私個人としてそれに責任を持つ必要は何もございませんから、そういうものは必要ない。むしろ、多少時間がかかって

も、この中で議論をしていただきたいと、そういうふうに申し上げました。

清水委員長

よろしいでしょうか。この委員会で全てやると、特別に別の組織をつくらないで。

酒向委員

この中で話し合うというのはそのとおりだと思います。しかしながら、委員が参考にするという場があってもいいのかなと思います。そういう意味で、専門委員会なりワークショップという声も出ましたけれども、そのような形もあっていいと思います。逆にやってほしいと思います。

田苅子委員

どうするのですか、それができ上がったらですね。ワークショップいろいろいいのですよ。ここでそれをもう一回お諮りしまして、みんなの賛同を得ますと。それは賛同できませんということになったら、どういうことになってしまうのですか。この委員会というのは、そういう性格じゃないということ、何回も私は申し上げているわけです。

清水委員長

専門委員会なり別組織の意見と、この委員会の意見が食い違った場合とかいろいろあります。そういうことも考えられるということ

ですね。

前川委員

ワーキングはここの下にできるので、そのできた意見は、もちろんここは尊重しなきゃいかんですね。その尊重するための討論はここでやるべきだと思うのです、ここでもし決めなければならないのであれば。時間かかるというけれども、例えば淀川の委員会なんか100回以上やっているのですよ。それはなぜそれが必要かというのは、こういうものは、合意が必要だからなのですよ。例えばダム、あるいは護岸をつくる、それが本当に必要なのかどうかというのは、住民の合意が必要だからだと思うのです。意見の対立のまましたくないというのが、えらい時間がかかってやられている委員会なのです、例えば淀川の委員会なんかは。そのくらいのことがどうしてできないのか、僕にはよく分かりません。

清水委員長

例えば100人とかいる委員会であれば、100人で議論するよりも、小委員会ですら少し議論して、それを踏まえてというのがあるかもしれませんけれども、これだけの会ですから、これくらいの会で全部議論できるものはしてしまった方がというのが、恐らく黒木先生のおっしゃっているかとは思いますが。

本田委員

ここに地域を代表する私ども以外は、北海道を代表する先生方を、委員は誰が選んだのか分かりませんが、私はこれを見せても

らったら、これにまさる先生方はいないのかな。これ以外に専門委員会って、誰を選んできて、こういう第2委員会みたい専門家をまだ呼んできて、また私でなくて幌延の町長を出すとか、そんな委員会をつくっても、私は何か意味がないような気がするのですよね。専門家といっても、私はここに出ている先生方は、北海道を代表する専門家の先生ばかりが出ているのだろうなと思っていますので、私はほかの意見を聞くということはいいですがけれども、専門委員会をつくるということは、今いる委員さんに対しても、大変意見の違うものが出てきたときにどうするのか、非常に困るのでないかと思うので、私は必要がないと思っています。

出羽委員

北海道を代表する専門委員と言われても、本当に自分の狭い範囲では自分なりの意見はありますけれども、ここでいろんなことを勉強しないといけないので、その点ではそう言われても困る点もあるのですけれども。問題は、この話が出てきた背景の1つは、僕はこう思っているのですけれども、流域委員会が始まって、この間、今日で7回目ですけれども、ダムの問題にどうしても話題がいつてしまう、議論がですね。いろんな意見出てきていますけれども。ほかにもいろんな問題ありますよね。そこになかなか話がいかない。僕自身も話したい問題はあるのですけれども、なかなかいかない。それが1つの背景にあったと思うのです。

それともう1つは、僕も幾つか資料を要求していますけれども、まだ出てきていないのがある。そういうきちっとした資料なり情報に基づいて詰めていかないと、問題点がはっきりしてこないという

部分が、結構まだ幾つか残っていると思うのです。ですから、名称は別ですけれども、部会にしる。そこでつくられるものというのは、その論点を明らかにしていく、問題点をですね。できるだけ具体的に明らかにしていくということで、その後の議論がしやすくなるということが、僕は一番の問題だと思うのです。それによって合意に進めばもちろんいいのですけれども、そういう意味で言えば、田菟子さんが言われたように、ここで結論を出すという、そういう場ではないことは確かなわけですから。ただ、できるだけ合意に向かって進めるところは進めた方がいいわけで、そのための問題点を明らかにする部会だというとらえ方なのです。そこで結論を出してしまうわけではないのだと思うのです。ですから、田菟子さん言われるように、そういうことには必ずしもならないのではないかと、困るということにはね。そこに出たものが、もちろんこれは尊重しないといけないですけれども、ここで違う結論が出るのではないかと、そういうことにはならないのではないかとと思うのです。ですから、そういう意味では、そこで専門的にやった方が、かえって早いのではないかというふうに僕は思います。

岡村委員

私は委員として出て、なかなか中身の議論ができずに、会議の運営の話がずっと続いていて、私も会議の運営をどうするかという委員ではなくて、専門的な立場で天塩川をどうよくしていこうかというつもりで来ております。だから、できるだけ中身の議論をしていて、今、出羽先生がおっしゃったことは、まず議論をきちっとこの委員会の中でして、そしていろんな対立が起こったり、意見の違

いが起こったり、そのときにほかの人の意見も聞こうかということになったときには、そういう小委員会のようなものをつくってもいいと思うのですけれども、まず、ここの中できちっと中身の議論をしたいというのが私の意見です。

梅津委員

岡村先生の意見と全く同じです。

井上委員

さっき言ったと同じで、もう1時間たっていますので、本来の委員会の役割の部分を進めていただきたいと思います。その後で、そういう必要ある部分については、再度議論するという形でいいのではないかと思います。

清水委員長

分かりました。これから皆さんに聞いてもいいのですけれども、時間がというような意見もありますので、とりあえずさっきと同じように、この委員会でいろんな意見を、とにかく議論として委員の意見を出していただいて、それでこの部分については小委員会なり専門部会が必要だということであれば、どうしてもそういうことになるのであれば、今の時点でそういうのは一切つくらないということじゃなくて、そういうのもやるということを残した上で、委員会の議論を中心に進めさせていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

長澤委員

ほとんど繰り返しになりますので簡潔に申し上げますが、本委員会と別な委員会を立ち上げるということになれば、この委員会、この本委員会との相互関係といえますか、この位置づけが少し曖昧になってくるような気がするのです。それを避けるとするならば、ダムに関する専門小委員会というものの位置づけを、きちんと事業者の方が義務とか権限とか、あるいは諮問と答申の構造とか、あるいは法律上の位置づけとか、そういうものをきちんと明確にしなければいけないのではないかなというふうに思います。

それと、流域委員会の中で、このダムについて、もう少し勉強会のような、委員会とは違うものを作ったり、あるいは組織の中にワーキンググループをつくったり、そんなやり方も考えられるような気がするのですけれども。それはちょっとまだアイデアが出ていませんので。

清水委員長

どうも意見ありがとうございました。

議論の中で、そういうのが必要という時点で考えた方がいいのではないかというふうに思います。

出羽委員

前川さんはワーキンググループ、勉強会と言いましたけれども、むしろそういうとらえ方の方がいいかもしれないですね。そういう

ところで問題点を明らかにしていく。そういうとらえ方の方がいいような気がします。必要であれば、そこに新たな専門委員の人に加わってもらってもいいわけだし、そういう形の方がいいような気がします。

清水委員長

ありがとうございます。

じゃ、この委員会ですとにかく議論を進めていくということで、ご了解いただいたということで、よろしくお願いいたします。

2) 天塩川水系河川整備計画について

清水委員長

司会の不手際で入り口のところで議論してしまいまして、申しわけございませんでした。

引き続きまして、事務局から、天塩川水系河川整備計画原案について説明いただきたいと思います。

まず、全体像が分かるように、全体の構成を説明いただき、その後、時間も限られているので、今回は治水にかかわる部分を中心に説明いただきたいと思います。

井田課長

旭川開発建設部治水課長の井田です。どうぞよろしくお願い致します。

初めに、簡単に、先ほどの資料 - 3 の第 7 回委員会資料の後ろか

ら2ページのところに、河川整備計画にどのようなことを定めることになっているかということを確認した上で、原案の説明に入ってまいりたいと考えております。

後ろから2枚目を開いていただきたいのですが、点線で囲った四角の下に、河川整備計画に定める事項、第10条の3というふうに記載されているかと思えます。河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならないというふうに、政令の方で規定されております。

1. 河川整備計画の目標に関する事項。2. 河川整備の実施に関する事項。イとして、河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要。ロとして、河川の維持の目的、種類及び施行の場所と。これらについての事項を定めなければならないと、このようなことになっております。

では、原案の説明に入っていきたいと思えます。

初めに、原案の全体構成を簡単に説明して、その後、治水に係る部分を、補足を加えながら少し詳しく説明してまいりたいと思えます。

前の方に目次が出ているかと思えますけれども、全体構成なのですけれども、1として、河川整備計画の目標に関する事項。その下に、概要として、流域河川の概要、河川整備の現状と課題ということになっております。

現状と課題については、1-2-1、1-2-2のところに、それぞれ治水・利水・環境といった形で記されております。

その下に、1-3、河川整備計画の目標というところなのですが

れども、1 - 3 - 1に、河川整備の基本的な理念ということが書かれております。1 - 3 - 2は対象区間、1 - 3 - 3には対象期間、1 - 3 - 4には洪水等による何々と書いてあるのですけれども、治水に関する目標。1 - 3 - 5のところでは利水に関する目標。1 - 3 - 6のところには環境に関する目標。2のところでは、実施に関する事項といたしまして、2 - 1のところ、工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要ということで、2 - 1 - 1のところ、治水に関する事項が出ております。

1枚めくっていただきまして、2 - 1 - 2の方に、利水に関する事項、それと2 - 1 - 3のところ、環境に関する事項が記載されております。少し下の方にまいりますと、維持の関係が2 - 2として出ております。2 - 2 - 1のところ、治水に関すること。下の方にまいりまして、2 - 2 - 2のところ、利水及び環境に関する事項が記されております。

全体の構成としてはこのようになっておりまして、簡単に全体に目を通してまいりたいと思います。

1ページのところなのですけれども、流域の図が出ているかと思えます。文章の方には、延長だとか流域面積、河床勾配、1枚めくっていただいて、2ページなのですけれども、流域の人口、それと図面とあわせて交通路網について記載しております。

3ページの方にまいりますと、気候、それから上流から下流の川の特徴を記載しております。

4ページの方にまいりまして、流域の土地利用について触れております。図面の方に土地利用の変遷ということなのですけれども、

前回の委員会で委員の方から、森林の保水力は森林の質に関連があるので、市町村別の人工林の手入れの状況について、資料を整備して検討すべきではないだろうかということで、向かって右の方にパワーポイントを写しておりますけれども、ごめんなさい。資料 - 4 に、お手元にパワーポイント集が、横版のものが配られているかと思えます。そちらの方を見ていただければと思えますけれども、左上の図は、前回も説明させていただいたのですけれども、森林の種類の面積、凡例の方を見ていただくと、人工林、天然林、その他の林の構成がどうなっていくかという変化を示したものです。横軸が時間、縦軸が面積という形になっているのですけれども、全体としては、3,000平方キロぐらいで安定した状態、それと、人工林と天然林の構成については、昭和55年以降大きな変化はなくて、7割というところで安定した状態となっております。

右側に、間伐及び択伐等の状況ということで、関係諸機関といたしましては、森林管理所、道、そういった機関なのですけれども、なかなか詳細なデータというものは無いということで、どのような考え方で林を管理しているかということを知ったところ、間伐については、国有林で概ね10年に1回実施している。それは人工林の部分です。天然林については択伐ということで、20年から30年に1回実施しているということです。

道有林の方は、間伐を概ね8年に1回実施していて、受光伐については、最短20年に1回実施していると。このような考え方で管理しているということを知ったところ、関係機関より聞き取ってまいっております。

参考ですけれども、下の方に、日本学術会議の森林の多面的な機能について出した評価のことについて掲載させていただいております。

す。そこには、多面的な機能について評価する一方で、森林かん養の限界について指摘がなされております。

それでは、また原案の方に戻って説明を続けてまいりたいと思います。ちょっと駆け足で進めさせていただきます。

4ページの方に、流域の農業、水産業等の産業の紹介をしております。

5ページの方に、治水の歴史、洪水の履歴が、5ページから6ページ、7ページと記載されております。

特に6ページの方では、治水の計画の変遷といったものを記載されております。左下には、平成15年2月に策定されました、河川整備基本方針の流量配分図を記載されております。

7ページの方には、洪水の写真、洪水被害等を表としてまとめさせていただきます。

8ページの方にまいりまして、治水の現状と課題ということで、いまだ整備途上で、戦後最大規模に相当する洪水流量に対しては、ほぼ全川的に河道断面が不足していて、堤防の整備や河道掘削の流下断面の確保とあわせて、洪水調節による洪水ピーク流量の低減が必要と、このようなことが記載されております。

8ページの下の方にいきますと、内水のこと、それと整備期間中に計画規模を上回る洪水が発生する可能性があるので、それへの危機管理対策等について記載しております。

9ページにまいりまして、利水と環境の現状と課題ということで、図の方には、美深橋地点と真勲別地点の流況の変化を示しております。やはり融雪期には流況が豊富になりまして、かんがい期、雪が降る冬においては、流量が減少するといった特徴を記しております。

次のページにまいりますと、水利用について、10ページのところに記載しております。天塩川の水利権ということで、水利権の取水量ベースで整理しますと、かんがい用水が6割近く、発電用水が4割近く、その他、水道用水、工業用水と、かんがい用水は多いのですけれども、幅広く地域の産業・生活を支えているということが分かるかと思えます。

それと、水質の方が10ページ、11ページに記載されております。11ページの図には、環境基準地点と、その類型指定を記載されております。また、河川汚濁の一般的な指標であるBODの75%値の経年変化をグラフにして示しております。概ね満足している状態かと思えます。

12ページからは、動植物の生息・生育状況について、既存の調査結果を踏まえて整理させていただいております。

12ページが天塩川上・中流域における確認種、13ページが天塩川下流域における確認種、14ページが岩尾内ダム周辺、15ページがサンルダム周辺ということで、写真とあわせて記載させていただいております。

16ページにまいりますと、写真を添えながら、テッシや河畔林、旧川の天塩川の特徴的な河川景観を記しております。

17ページと18ページは、河川空間の利用法、この地域、カヌーや釣りなど、様々な利用がされておりますので、その状況、18ページには、縦断的にどのような利用がされているかということ、写真を添えて、文章の方に書き込ませていただいております。

19ページの方にまいりまして、河川整備の基本理念ということで、ここは簡単に読み上げさせていただきたいと思えます。

道北地域の中核を担う天塩川流域は、安全でゆとりある快適な地域社会の形成、食糧基地として役割強化、水と緑のネットワークを生かした観光・保養基地の形成、流域の人々の連携・協働による地域づくりを通じ、道北地域を先導する役割を果たすことが期待されている。

天塩川には、道北地域につながる唯一の幹線である国道40号やJR宗谷本線が併走しているほか、沿川の市街地等には人口・資産が集積している。また、天塩川には豊かな自然が残されているとともに、周辺地域と一体となった天塩川らしい河川景観を形成している。

このため、天塩川の河川整備は水系一貫の視点を持ち、北海道や関係市町村と関係機関の施策と連携を図り、市街地の発展や農地の利用状況等を踏まえた上で、次のような方針に基づき、総合的・効果的に推進するという事で、その下には、かぎ括弧で、治水・利水・環境・維持管理、それぞれの基本的な理念が記載されております。ちょっと時間の都合で割愛させていただきます。

20ページの方にまいりまして、河川整備計画の対象区間ということで、どの区間を対象とするかということなのですが、表とあわせて、天塩川の指定区間外区間、大臣管理区間と河川法施行令第2条7号区間、具体的にはどのような区間かと申しますと、大臣区間における河川工事と一体として施工する必要あるものとして、具体的には堤防が本川の堤防とあわせて部分的支川の方にも入っていく場合で、一体として整備する必要がある区間ということで、2条7号区間と呼んでいるのですが、それを表として20ページ、21ページ、22ページにまとめております。23ページは、

その状況を図に落とししたものです。

24ページの方にまいりまして、対象期間ですけれども、概ね30年と考えております。24ページ、治水に関する部分なのですが、その目標です。戦後最大規模の洪水流量により想定される被害の軽減を図ることを目標とするということで、後ほど治水のところは少し詳しく説明したいと思うので、割愛します。

26ページですけれども、駆け足ですみません。利水の正常な機能の維持に関する目標ということで、流況、利水の現状、動植物の保護、こういった項目が必要な流量を考慮して、表1-12に示したような目標を設定しております。

その下で1-3-6の(1)(2)で、環境と利用に関する目標が記載されております。詳しいことは、また次回以降、ご説明してまいりたいと思っております。

27ページですけれども、河川整備の実施に関する事項ということで、2-1-1に、治水にかかわる部分が記載されております。洪水時の流量を調節するための流量ということで、河川整備計画の目標流量に対応するため、既設の岩尾内ダムや堤防整備、河道掘削などとともにサンルダムを建設し、ダム下流の名寄川及び名寄川合流後の天塩川の洪水被害の軽減を図ると記載させていただいております。後ほど詳しく見ていきたいと思っております。

28ページには、多目的ダムであるサンルダムの概要が、28ページ、29ページに記載されております。

30ページの上の方には、後ほど説明しますけれども、サンルダム建設事業における環境影響評価の状況、その後の環境調査の状況について記載させていただいております。

30ページの中段からは、河道の整備ということで、堤防の整備のことが記載されております。

31ページに、どのような断面で整備するのかというようなことが記載されております。32ページ、33ページは、その実施する区間を表の形で、それから34ページ、35ページ、36ページは、図面に落とした形で記しております。

37ページには、河道の掘削ということで、河道断面が不足している区間では、河道への配分流量が安全に流下できるよう掘削を行う。その際には、環境に配慮するといったようなことが記載されております。後ほど詳しく説明したいと思います。

その区間につきましては、37ページの下側の表、38ページに掘削のイメージ図、39ページから40、41ページまで、図面に落とした形で記しております。

42ページには、内水対策、関係機関と連携しながら被害軽減に努めるといったこと。

43ページからは、広域防災対策ということで、河川防災ステーション、水防拠点等の整備、45ページの方にまいりまして、水防活動もしくは巡視等にあわせて車両交換所の整備、光ファイバー網等の整備ということが記されております。

46ページ、2-1-2ですけれども、河川の適正な利用及び流水の正常な機能維持に関する事項、利水に関する実施事項ですけれども、サンルダムを建設し、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、発電を行うということと、真ん中からは河川環境、環境に関する実施の事項ということで、水際の多様化ということで、水際の多様化のイメージ図がこのような形で整備する多様性のある河岸を

形成するというイメージ図が記されております。

47ページからは、サンルダム建設事業における取り組みということで、先ほどと重なるのですけれども、環境影響評価の実施状況、その後の環境調査の実施状況等について記しております。

その下、魚が上りやすい川づくりということで、移動の連続性を確保するという一方で、下にあるような堰堤について、関係機関と連携を図りながら、移動の連続性確保に努めるといったことを記載する。あわせて、ダムに魚道を設置して、遡上効果の機能を確保すると。サクラマス等の生息・生育環境への影響を最小限にするよう取り組むといったことが記載されております。

48ページには、景観の保全と形成ということで、写真に示したような天塩川の特徴的な河川景観としてテッシ、河畔林、旧川について、治水面と整合を図りながら、その保全に努めるといったことが記載されております。

48ページの中段には、旧川及び汽水域での環境保全ということで、旧川及び水質の維持、河口付近の感潮区間では、ヤマトシジミをはじめとする汽水域の多様な生物環境がありますので、環境の調査を行いながら関係機関と連携して汽水域の良好な環境保全・整備に努めるといったことが記載されております。

その下には、人と川のふれあいに関する整備ということで、環境学習の場とすること、また、カヌー等の活動が盛んでありますので、「川の駅」の整備等多様化する河川利用を支援していこうといったことが記載されております。

50ページの方にまいりまして、ここからは維持の目的、種類及び施行の場所ということで、2-2-1のところでは治水に関する

ということで河川情報の収集・提供、(2)の方には河川の維持管理ということで、51ページのところで写真、52ページのところにも写真が記されているのですけれども、天塩川の堤防は非常に長大でして、52ページの表に書いてあるのですけれども、天塩川だけでも220kmということですから、その管理のことについて記しております。

53ページの方ですけれども、河道内樹木の管理ということで、生態系への影響を小さくするよう努めながら、洪水の安全な流下に支障とならないよう河道内樹木を適切に管理するといったことがイメージ図と併せて記載させていただいております。

54ページですけれども、河道の維持管理ということで土砂の堆積状況だとか河床低下等について河道状況を把握して適切に措置していくということ、54ページには構造物等の維持管理ということで、ダム・樋門・樋管・排水機場の維持管理ということで、そこと併せて岩尾内ダムの適切な維持管理ということで、小放流設備の整備を行って、下流の減水区間において関係機関と連携して下流の河川環境の整備と保全を図るといったことが記載されております。

56ページですけれども、災害の復旧、危機管理体制の整備として、災害時の巡視体制。水災防止体制として、自助、共助、公助の連携協働を踏まえながら防災体制、連絡体制の一層の強化を図っていくといったことが記載されています。

57ページには、水防団との連携、それから洪水予報、水防警報ということで、58ページにその情報の流れ方のイメージ図が記されております。

59ページには、水防資機材、洪水のハザードマップ、水質の保

全、水質事故への対応ということで、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取り組みを行うといったこと。

60ページにまいりまして、湧水への対応ということで既存の水利用協議会、湧水調整協議会、こういった組織がございますので、そういったものを活用しながら迅速な対応できる体制の充実を図るということ。その下にまいりまして、河川空間の適正な利用、河川美化のための体制ということで、不法投棄等の対応を記しております。

最後ですけれども、61ページの方にまいりまして、地域と一体となった河川管理ということで、住民参加型の河川管理の構築に努めるといったことが記載されております。

お手元の資料集には岩尾内ダムやサンルダムの環境情報図を追加するなどしまして、修正を行ってファイルとしてお配りしております。後日ホームページの方にも同じものをアップしたいと思っております。

それでは、治水の部分を少し詳しく説明させていただきたいと思っております。時間の都合もあるので、若干端折りながらと思っております。

19ページですけれども、洪水等による災害の発生の防止又は軽減についてということで、天塩川本・支川の市街地等には人口や資産が集中しているので、河川の氾濫や内水浸水による被害を軽減するため、本支川及び上下流のバランスを配慮しながら洪水時の水位上昇をできるだけ抑える。そのため洪水調節施設により洪水を調節し、下流の負荷を極力軽減するとともに河道の安定に配慮しつつ河道断面の増大を図ると記載されております。

これで基本的な考え方、理念でございまして、24ページの方にその治水にかかわる目標のことを記載させていただいております。

ここでは、河川整備基本方針で定めた目標に向けた段階的整備を総合的に勘案して、戦後最大規模の洪水流量により想定される被害の軽減を図ることを目標として、目標流量を下の表に示すように誉平において、4,400 m³/s、そして既設の岩尾内ダムとサンルダムで500 m³/sを調節して河道への配分流量を3,900 m³/sとするといったことが記載されております。

同様のことが名寄川の真勲別地点、名寄大橋地点についても記載されております。表の方を見ていただければと思います。

また、河道断面の不足している区間については、環境に配慮しながら必要な河道断面を確保していくということ、その際には、上下流のバランス、本支川のバランスを考慮しながら水系として一貫した整備を行うといったことだとか、局所的な深掘れや河岸侵食により、災害発生のおそれがある箇所については、河道の安定化を図る。また、その下に内水氾濫、内水被害に関すること、計画規模を上回る洪水に対応すること等を記載させていただいております。

それから、実施に関する事項ですけれども、27ページの方を開いていただきたいと思います。

洪水時の流量を調整するための対策として、先ほども申したのですけれども、サンルダムを建設して、ダム下流の名寄川及び名寄川合流後の天塩川の洪水被害の軽減を図るということです。その下に流量をどのように調整していくかという具体の数字は先ほどの目標のところと重なりますので、割愛させていただきたいと思います。

28ページですけれども、多目的ダムとしてのサンルダムの概要

を記しております。

1つは洪水調節、1つは流水の正常な機能の維持ということで、下流の河川環境の保全、既得用水補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るということと、水道については名寄市の水道用水、下川町の水道用水として取水を可能とする。発電といたしまして、最大1,400kWの発電を行うということを記載させていただいております。

それから、30ページの方にまいりますと、サンルダム建設事業につきましては環境影響評価実施要綱、59年閣議決定したものに基いて平成7年にその手続を終了しております。引き続き環境調査を実施するとともに、その調査結果に基づいて本体や付替道路工事にあたっては環境への影響を極力軽減するよう保全対策を実施して、ダム完成後においても選択取水等によって水質等の河川環境の保全に努めるということと、サクラマスが遡上し、産卵床が広い範囲で確認されているので、魚道を設置してダム地点において遡上効果の機能を確保する。それで、生息・生育環境への影響を最小限にするよう取り組むといったこと。それと、ダム周辺での植樹活動等について記載させていただいております。

サンルダムに関して幾つかご意見が出ておりますので、補足の説明をここで加えたいと思います。

右側に以前もお配りしたのですけれども、厚いほうのこれまで第3回から第6回流域委員会で使用したパワーポイント集を綴じたものが委員の方々に配布しているかと思っておりますけれども、その24-1というところを開いていただければと思います。

これまでサンルダムの集水域はたったの流域全体の3%しかなく

て、ダム集水域に雨が降らなければダムは役に立たないのではないかと、こういったご質問をいただいております。

24 - 1のパワーポイントを縦に見ていきますと、左に昭和48年8月洪水とあるのですけれども、実際の48年の8月のときに降った雨の分布です。

その下に、基本高水を出すときの引き伸ばし、そしてそのハイドロという形になっております。

右の方には、48年、50年8月、50年9月、56年8月という形で同じシリーズのものを添えているのですけれども、治水計画の基本となる基本高水流量につきましては、これまで天塩川流域で実際に大きな洪水を起こした雨の降り方を基本として、現在我が国の大河川に用いられている標準的な手法によって算出しております。

過去の主要な洪水は、雨の分布を見ていただくと分かりますのですけれども、中・上流域中心に雨が降っておりまして、上流部に洪水調節施設を設置するほうが洪水施設として効果があると考えております。

天塩川流域は、土別市、名寄市のように上流域に資産が集中しておりますから、ダムが大きな効果を発揮するのではないかとということと、あと流域面積についてはサンルダムで名寄川の約25%を占めております。また、岩尾内ダムと合わせまして名寄川と天塩川の合流点の上流の約30%、両方のダム合わせまして約30%を占めているということで、このようなことから2つのダムによって名寄川及び天塩川の洪水時の流量を大幅に減らすことができる、効果的ではないかということで考えております。

それから、パワーポイントの47ページを開いていただきたいと思います

思います。

これまでのご意見でたとえサンルダムが効果を発揮しても、それで下げられる水位は名寄川付近ではせいぜい10 cmから20 cmぐらいで堤防を高くしたり、溢れやすい場所に遊水地をつくった方が効果的ではないかとか、音威子府の市街地には遊水地で守ることが可能だと。天塩川下流部の旧川は遊水地にすれば下流域の治水に役立つといったことが出ております。

まず効果の面ですけれども、ここに示しておりますように、47、48を見ていただくと名寄川のグラフが出ていると思うのですが、横軸が距離になっております。縦軸が流量です。青が現況の流下能力ということで、現在川で流せられる流量ということになります。オレンジが目標とする流量です。赤が整備で目標としている流量ですけれども、例えば誉平地点をみますと、4,400 m³/sのうちサンルダムで300 m³/sで、岩尾内ダムもございますので、合わせて500 m³/sという形。48ページの方にまいりますと、名寄川では、真勲別の地点で500 m³/sのうち300 m³/sを調節するという形になっております。

これを水位の低減効果で見ますと、縦断的に川の断面は変化しますので、名寄川のサンル合流点から、ここから左端までで、最大約110 cmから最小約40 cm。

47ページの方にまいりまして、天塩川の名寄川合流点から誉平地点の間で、最大約80 cm、最小約20 cmということで、川の断面によって変化はするのですが、そういった効果が得られております。

それと、洪水を調節する施設は、施設を設置する地点から下流に

しか効きませんので、一般的には効かないので、音威子府に、グラフで言うと真ん中辺なのですけれども、今、赤で示したところなのです。そこに遊水地を設置しても、名寄川及び天塩川の合流点から音威子府の間、約80km、そこから右の名寄川の合流点及び、先ほど示した名寄川のところでは、治水に効果がないということになります。

また、中下流部に旧川を遊水地として利用したとしても、大体旧川が多いのは、河口から50kmぐらいのところじゃないかなと思うのですけれども、それより下流にしか効果が出ないということで、資産の集中している中上流域を洪水から守ることはできないであろうと考えております。

次に、遊水地についてご意見があったのですけれども、43-2-1、前回の委員会でもお示ししたのですけれども、凡例の緑のところは浸水想定区域内の農地です。それと、赤のところは、基本方針で遊水地を設置する必要があるということなのですけれども、遊水地を設置して洪水調節を行うと、河川整備基本方針で定める100分の1確率規模の洪水に対応するためには、当該市町の洪水防御対象区間の農地のおよそ3割から4割が遊水地として制約されます。特に、名寄川では、大半の農地が遊水地として制約を受けることとなりますので、この流域は農業中心であることから、農地の多くが遊水地となると、地域への影響が極めて大きいのではないかと考えております。

また、事業費の関係を整理したのが、43ページ及び44ページです。

43ページを見ていただきますと、縦に、これも以前ちょっと見

ていただいたのですけれども、ケース1、ケース2、ケース3と並べております。ケース1がサンルダムと河川改修案、ケース2が遊水地と河川改修案、ケース3が、そのバリエーションを変えたものということで、右から3つ目の欄に総事業費が出ているかと思いません。ケース1で1,200億円、ケース2で1,320億円、ケース3で1,580億円ということで、また、45-1の方では、基本方針における治水対策案の比較ということで、同じくケース1、ケース2、ケース3を比較すると、5,400億円、6,000億円、5,900億円と、それぞれなりますので、サンルダムと河川改修を合わせた案の方が、遊水地と河川改修を合わせた案より、全体事業費が小さくできて、経済的に有利であろうと考えております。

それと、サンルダムの方は、整備計画でつくったダムで、新たに用地確保は必要ないが、遊水地の場合は、また整備計画で整備して、基本方針となると、更に拡大していくことになるかと思うのですけれども、ダムの方は基本方針のレベルでつくるということで、治水効果の発現が早くなるということと、48-15を見ていただきたいのですけれども、これも以前見ていただいた資料なのですけれども、横軸の方に月が出ております。縦軸に流量が出ております。これは名寄川の真勲別の地点流量なのですけれども、ダムから補給しないときには、青い線、ダムから補給すれば、赤い線になって流量を上回るということで、サンルダムから、こういった補給をする能力がダムではあるのですけれども、遊水地ではこういった機能は果たせないということを記しております。

それから、堤防を嵩上げすればという話も出ているのですけれども、一旦災害が発生した場合、堤防を嵩上げしてありますと、かえっ

て被害を大きくすることからも、治水対策としては、採用すべきではないのではないかと。それと、洪水時の水位が高くなることにより、本川へ流入する支川、排水管の洪水が流れにくくなるということがございますので、内水被害が拡大するおそれがあるということ、それと堤防を高くすると、いろいろな橋等の施設の改築、用地の取得等が生じて、地域に与える影響も大きいのではないかとといったことを踏まえまして、堤防、河道の掘削などの河川改修と併せて、ダムによる洪水調節が遊水地案より総合的に有利ではないかと考えております。

先ほどの24-1の図に戻ってほしいのですけれども、これまで出た意見の中で、天塩川本川の洪水ピークは、サンル川、名寄川のピークから数時間遅れて名寄市街に達するので、サンルダムは名寄市街地の天塩川の治水に全く効果がないか、逆に水害の危険を高めるのではないかとといったご意見が出ております。

先ほど申したように、治水計画の基本高水流量というものは、実際に大きな洪水を起こす雨の降り方、上段の4パターンなのですけれども、そういったものを参考にしながら、全国的に標準的な手法で算定しています。このような検討をした結果です。サンルダムが、名寄川及び天塩川本流の双方に洪水調節の効果があることが確認されておりまして、サンルダムが天塩川、名寄川合流点の洪水ピークを引き上げることはなく、サンルダムが名寄市の洪水の危険を増大させることはないというふうに考えております。

それから、48-21、発電のことに関してもこれまで幾つかご意見が寄せられております。1,400kWぐらいの発電では、風車1基の建設で済むのではないかとといったご意見ですけれども、こ

のグラフは資源エネルギー庁の資料なのですが、水力発電が一番下に出ています。このグラフの目的は、CO₂の排出量というものを横軸に示しまして、縦軸に火力発電だとか、風力発電、各発電の方法によってどれだけCO₂が出るかということを書いたものでございます。

水力発電を見ていただきますと、風力発電29.5g-CO₂/kWhとなっております。水力発電11.3g-CO₂/kWhということで、風力発電の約4割のCO₂の排出量ということで、クリーンエネルギーとして、風力発電より優れているということが言えるかと思えます。

風力発電は、時間だとか季節、天候に影響されて、安定的な電力は難しいといったことだとか、騒音の関係が課題としてあります。

また、サンルダムの水力発電、先ほど1,400kW最大と言ったのですが、この周辺で比較的大きな風力発電を調べますと、苫前にユーラスエナジーというところで、1基当たり、最大にすると1,000kWという風車が設置されております。スペックが違うものですから、1,000kW当たりということで単位を直しますと、年間の発生電力量は、風力発電の方が1,800MWh、水力発電が約5,900MWhということで、3倍以上の、同じ1,000kWの最大出力で発電できるということで、効率的なところが分かるかと思えます。

発電では、1,400kWということなのですが、下川の世帯に対して十分供給できる電力量という形になっております。

それから、資料はないのですが、名寄市の水道料金が2倍になるのではないだろうかといったことも指摘されております。

名寄市の場合、平成14年度の水道事業に占める総費用、実績が

約5億3,000万円程度なのですが、それをダムにかかる事業費で言いますと、そのうち約1,000万円程度ということで、全体の約2%程度ということですから、ダムを水源としたことで、2%のダムの分の事業費を占めるということで、それでもって、ダムを水源にしたことで、水道料金が2倍になるということは考えられないのではないかということ。

それと、もう1つは、建設費、現在530億円、全部含めてなんですけれども、530億円ということにしておりますけれども、魚道の建設費だとか、漁業対策費などを含めれば、実際のダムの建設費は、はるかに大きくなるのではないだろうかといったご意見もございます。

サンルダムの事業費につきましては、魚道の建設費だとか、コスト縮減等を勘案しまして、現時点においても、530億円程度と見込んでおります。

それから、お手元の資料-4の方で、河口の方の流況、流れの量の変化のことについてご指摘があったので、資料をまとめてまいりました。

ダム建設によって、河口海域の環境、特に流量が減少したり、安定化したりして、塩水遡上の状況が変化するのではないかとということです。これは、天塩大橋、下流の河口の方の大橋の流量です。昭和59年の渇水年のデータを示しております。横軸が時間、月となっております。縦軸が流量です。もともとのダムで調節する前の流量が青です。先ほど名寄のものを見ていただいたのですが、それと同じスタイルになっております。それと、操作後、赤になっております。

こうやって見ていただきますと、年間を通じて大きな流況の変化が生じることはありませんので、サンルダム建設によって、天塩川流域の流量が減少して、塩水遡上の状況が変化することはないのではないかという考えを入れさせていただきます。

補足の方の資料は以上で、残り時間もあれなので、駆け足になるかと思いますがけれども、原案の方に戻って、残りの部分を説明させていただきたいと思えます。

30ページを開いていただきたいと思えます。

堤防の整備ということで、未整備で河道断面が不足している区間については、新たに堤防を整備するという事。必要な断面や強度が確保されていない堤防、質的な部分についても、拡築や強度など必要な整備を行うといったことを記載させております。併せて、樋門、橋梁等の構造物については、所要の機能が確保できなくなる場合、改築等を行いますといったことが記されております。

37ページの方には、河道の掘削ということで、環境に、テッシだとか、瀬と淵、河畔林等の保全に努めながら、河道断面が不足している区間では、河道への配分流量が安全に流下できるよう掘削を行う。併せて、所要の機能が確保できなくなる橋梁等の構造物については、関係機関と調整し、改築等を行うといったことを記載させていただいております。それから、42ページには、内水対策ということで、内水被害の状況を随時把握しながら、必要に応じて関係機関と連携し、その被害軽減に努める。具体的には、排水ポンプ車等を活用して、円滑、迅速に内水を排除する。そのための進入路、作業ヤード、釜場等を整備するといったことを記載させていただいております。

それから、43ページには、広域防災対策ということで、計画規模を上回るような洪水のときへの対応といったことで、災害時における水防活動や災害復旧の拠点として、河川防災ステーション、水防拠点等の整備として、現在整備が進められております土別河川防災ステーション等の位置を、あと幌延の水防拠点等について、44ページにその位置を示しております。

それから、45ページには、車両交換場の整備ということで示させていただいております。

それから、光ファイバー網の整備ということで、情報を関係機関に迅速、的確に伝達して、水防活動、避難誘導等に活用するために、光ファイバー網等の整備を行うといったことを示させていただいております。

ちょっと駆け足で申しわけありませんでしたが、以上です。

清水委員長

ありがとうございました。

非常に駆け足で、よく分からなかったかと思うのですけれども。

井田課長

すみません、ちょっと補足させていただきたいと思います。

資料 - 2の方に、先ほどいただいた意見に対して補足説明したのですけれども、資料 - 2の左側に原案が入っているかと思います。

清水委員長

この大きい資料ですね。

井田課長

そうです。A 3判の資料です。右側の方に、前回、この委員会のときに、170件の意見聴取会の意見に加えて、30件ほど意見がきたのです。その後も、また数十件、意見が寄せられておりますので、合計すると二百数十件になるのですけれども、その意見を右側の方に並べて、関係するところに記載させていただいております。

清水委員長

出された意見と原案との関係ということですか。

井田課長

そうです。

清水委員長

だそうです、この大きい資料。

それでは、意見を伺っていきたいと思うのですけれども、ここで10分ほど休憩をとりたいと思います。

(休 憩)

清水委員長

では、引き続き、今説明ございました原案に対する意見、質問等を伺っていきたいと思います。

どこからでもいいというわけにはちょっと、量が多いので、いか

ないようなので、目次に沿って意見を伺っていきたいと思います。

まず、1の河川整備計画の目標に関する事項、1-1流域及び河川の概要、1-2河川整備の現状と課題、この辺のところでご意見があれば、どうぞ。

出羽委員

先ほどの説明に対しての意見なのですが、余りよく分からなかったところもあるのですが、特に後半の説明は、事務局から事前説明に来られたのですが、6月に北大であった住民の集会「サンルダムの特長、デメリット」という、そのパンフレットに対する反論といえますか、考え方というか、そういうことだろうと思うのです。それは、それぞれの委員の方のところへ事前説明に行かれて、そのときもお話ししたのですが、あそこで話されたことは、むしろここで、オープンで議論すべきことだろうと思うのです。ですから、そういう意味では、きちっと考え方、資料を示して、その問題点を対比させた資料を提出してもらおうと、この委員会の中で、その問題点をめぐって、例えばサンルダムの集水域は全体の3%にしかすぎないということに対して、必ずしもそうじゃないという考え方が出されましたけれども、そういうことをちゃんと文章としてここに出していただければ、問題が整理されて議論しやすくなると思いますので、それを整理して資料として出していただきたいと。

その中で、例えばサクラマス資源については触れられなかったのですが、それもやっぱりあるのですよね。ですから、そういう形だけで、口頭だけで、考え方というか、そういうものを出されると、僕は事前に説明に来られたときに、それはやり過ぎじゃないかとい

う言い方をしたのですが、やっぱりここで議論すべき問題ですので、きちっと資料として出していただきたいということを、委員長を通して要望します。

清水委員長

いかがでしょうか。何かございますか。

井田課長

各委員の方には、先ほどの資料 - 2 のような意見等、そういう意見がいろいろ出てきまして、これまで流域委員会でご説明した資料を中心に説明させていただいたところですけども、資料の方については、これからまとめて出していきたいと思います。

清水委員長

対比資料を出していくということですか。

井田課長

恐らく出羽委員の説明は、口頭だけの説明で、具体の資料の部分を見たいということではないかと思imasるので、その資料につきましては事務局で整理しまして、次回以降示していきたいと思imas。

清水委員長

そういうことだそうです。

黒木委員

事務局の方でそういうふうにおっしゃるのですから、基本的にそれで私も了承はしますけれども、どういう点を取り上げて、どういう点を取り上げないのかと、たくさん意見をいただいているわけですね。特定の意見に対してだけ、別に反論を述べる必要はないので、やはりこの委員会の中で議論になったことについては、この方はこんなことを言っておられる、この方はこんなことを言っておられる、局の対応はこうだと。じゃ委員の皆さんはどういうふうにお考えになりますか。その時点では、対比表があって当然しかるべきですが、全てにとというのは、私はやっぱり無理だろうと。その辺は斟酌して資料を作っていたいただければと思います。

出羽委員

いや違うのですよ、黒木先生。それであれば、事務局からああいう説明をする必要はないのですよ。ここで議論すればいいのです。やり過ぎになってしまいます。しかも、事前説明に来ているわけですから、そのことで。そうであれば、事務局として、それについての考え方なり資料をきちっと出してもらった方が、ここで議論の論点、そんなにいっぱいあるわけではないですね、5点か6点ほどですよ。ですから、それがここの議論にやっぱり重なっていますから、今まで出てきた問題と。非常にいい整理になりますから、ぜひ出していただきたいと思います。

清水委員長

ほかの委員の皆さんは、いかがですか。

岡村委員

違うことを考えていましたので。

でも、その問題については、前から言っていますように、いろんな質問が来て、その内容について、きちっと整理して、そして、それをこの委員会の場に出していただいて、議論をするということを私はしたいと思っています。だから、先ほどのものも、こういうものが来て、先ほど黒木先生がおっしゃったように、特定のものだけに答えるのではなくて、全体のいろいろなものに対して、整理したのに対して議論すると、そういうことをしたらいいと思います。

前川委員

ついでなので、これは大変大事なところだと思うのですが、時間経過でどのぐらいの、ある地点でどういう流量になるかという、それは、なぜああいうふうに、一方の人が分析するとああいうことになって、開発局が分析するとああいうふうになるかというのは、実はものすごく知りたいのです。だから、できれば、なぜああいう違いが出たのかというのを説明してほしいのです。本当は、別の見解を出された市民の方に本当は聞きたいと思うのですが、ぜひその見解は、僕もついでだから聞きたいと思いますね。これは大変大事なことなので。

清水委員長

では、より詳しい資料を作って、対比表等も作って、可能な部分は次回以降説明していただくということで、よろしく願いいたします。

岡村委員

委員長が最初おっしゃったように、中身の順番にお話したいと思うのです。私がまず取り上げたいのは、最初の流域及び河川の概要と、その部分なのですけれども、その中に3ページあたりにも、どういう環境であるかというのがずっと書いてあるのです。河川の計画というのは、未来に向かって作っていくわけですから、未来に向かって作っていくときには、過去がどうであったかというのが、現状だけではなくて、当然、目標を作っていくような場合には、必要になってくると思います。特に、そんな千年前とか、そういう問題ではなくて、50年ぐらい前に、私は河川の環境は激変したと思っています。それは河川事業によって、あるいはいろんな開発によって激変したので、その変化する前はどうか、そして、それを受けて現在どうなっているか、そして、未来に向かってどうするかと。それを考えるためには、最初のところで過去の環境をぜひ、どうであったかというのをに入れてほしいということです。

それと、関連するのですけれども、9ページのところから「河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題」というふうにタイトルは出ているのですけれども、実際に見てみますと、特に河川環境の動植物の生息状況とか、そういうことは書いてあるのですけれども、課題は一切書いてないのですね。だから、河川環境に対して課題を持ってないという認識に、これだとなってしまう。だから、具体的な目標も出てきてないというふうに、私はそういう印象を受けていますので、治水的な課題はきちっと整理してありますから、環境的な課題もちゃんと出してほしいというのを要望いたします。

清水委員長

ありがとうございました。

ほかに何かございませんか。

黒木委員

順番に、1 - 1ですね。これは、ページ数でいきますと3ページ、4ページぐらいなのですが、本流のことをお書きになっておられますが、支川のことをほとんど書かれていない。少なくとも、今、名寄川にダムを造るか、造らないかというようなことでございます。主要支川だけでも、その辺の事情が分かるような記述があった方がいいのではないかなと、そんな気がいたしました。

それから、1 - 2 - 1でしょうか。6ページ、図の1 - 5に流量配分図がございます。流量配分図といいながらも、小さな川には流量が入っておりません。これはこれで結構だと思いますが、ただ、ちょっといわゆる一番下流のサロベツ川が全然触れられていない。それから、これは後ろの方にも出てきますが、2条7号区間という形でも出てこない。同じ下流の川で、ほかは、例えば雄信内川はきちっと位置づけられている。問寒別川もそうですね。なぜこうなっているのか。この辺、何か事情があるのかなとは思いますが、その辺のご説明をお願いしたいなと思います。前半の部分で、そんなところですよ。

清水委員長

今答えられるのであれば、お答え願いますか。

井田課長

サロベツ川につきましては、6ページのところで、基本方針のベースだけ記載させていただいていますので、サロベツ川については、特段、具体のあれはないのですけれども、どのような整理になっているかということは、次回以降に。

それで、サロベツ川自体は、北海道の管理ということで、私どもの方の直轄の管理区間には入っていないということで、後ろの表でも、具体の範囲からは、20ページからですね、入っていないということになっております。

清水委員長

先ほどの岡村先生の環境に関する課題がないという部分は、もし今、回答できることがあれば。

井田課長

十分と言えるかどうかというのはあるのですが、資料集の方に過去の……。

具体の課題というところでは、10ページのところでは、かんがい期は、かんがい用水として取水されるため、岩尾内ダム下流の減水区間、無水区間のことを記載させていただいております。それに対処するというところで、平成9年からの弾力的管理試験等の取り組みについて記載させていただいております。

清水委員長

水量のことだけですか。ほかのこともあるとは思いますがねどもね。

ほかのことについては、次回以降ということによろしいですか。もしくは、取り上げないということなのか。

井田課長

どのような視点でということについて、ご意見いただければと考えています。

出羽委員

僕も岡村先生の意見に同じに考えてきたところありまして、やっぱり基本的に、自然環境については、努めるという表現が多くて、やっぱり課題が徹底されていないという印象。それから、自然環境をきちっとやっぱり保全するとか、それから、場合によっては自然再生していくという、そういう視点が非常に薄いような気がするのですね。

それで、例えば具体的に言うと、河畔林を保全するということはありますけれども、具体的にどの程度保全していくのか。前の資料で、例えば山付きのところは絵が出ていましたけれども、それは恐らくそのまま残るのは当たり前でして、むしろそうじゃない平地なところで可能な場合は、目標として具体的課題として設定していくとか、それは恐らく旧川とかかわりを持ってくると思うのですね、旧川の自然再生なり復元と。そういうことも関連してくると思うのです。だから、例えばの例ですけれども、やっぱりそういう課題をきちっと設定して、目標も定めていくという必要がやっぱりあるの

ではないかと。

それから、もう1つ、5ページから6ページなのですが、最初の部分です。この治水の現状と課題の治水事業の沿革ということで、過去の洪水の歴史と、それによる基本高水流量や流量配分の設定があります。これはこうなのですけれども、例えば流域委員会、これまで何度か議論になりまして、ある程度出てきたところあると思うのですが、平成に入ってから、氾濫面積、洪水被害というのは、相当軽減されている経過というのは浮かび上がってきているものです。そのことについて触れられてないのですね。ですから、そのことをきちっとやっぱり、なぜそうなってきたのか。流域委員会の中で河川改修、堤防の連続性とか、河川改修によるところが大きいのではないかという意見が出ていますので、その辺をここできちっと触れておく必要があるように思います。

それから、7ページの表の1 - 1の代表地点の雨量、それから誉平地点の平均観測流量と出ていますけれども、この数値もちょっと前と違うのですが、一番違うのは、被害等のところの、氾濫面積とか、浸水家屋戸数が出ていますが、平成に入ってから、農地被害で出ていますね。これは、前は氾濫面積として出ていたのですよ。これがよく分からないのですね。どういうことなのか。だから、そこも今分かれば、説明してほしいし、分からなければ次回に説明していただきたいと。前は同じ数値が氾濫面積として出ていたのです。今回は、その表の1 - 1は、平成に入ってから農地被害の面積で出ていますね。これどういうことなのか分からない。その3点についてお伺いしたい。

井田課長

1 番目は、洪水被害の履歴ということだと思っておりますけれども、表 1 - 1 に整理したような形で、こんな形で洪水が実績としてあるということになるかと思えます。

近年減ってきているのではないかということなのではございますけれども、これに記しているとおりのものではございますけれども、内地の河川においても、近年起きてないから起きないということではなくて、外水等による甚大な被害も起きていますので、必要な備えをしていく必要があるのではないかと考えております。

それと、ここの農地被害の数字については、ちょっとデータの方、確認させていただきたいと思えます。

出羽委員

今、考え方が説明されたのですが、そうじゃなくて、現状として被害の程度も変わってきているわけですから、そのことはきちっと載せていただきたいと。確かに予測できないことが起こる可能性ありますけれども、そういうことを言っているのではありませんから、その点はきちっと触れる必要があるのではないかということをおっしゃっているのです。

黒木委員

今のに関連して、確かに治水投資をしているわけですから、だんだんよくなって当たり前です。それを書きなさいという、ありがたいお言葉だというふうに私は受け取りますけれども、平成に入ってからという一言がちょっと気になりまして申し上げますが、要は最

近雨が降ってないと、だから余り被害が出てないと、そういうことではないかというふうに私は理解いたします。

それから、もう1つ言い忘れたので、8ページに、連続堤防方式でとにかく本川の水を早く海に出してしまうと。そういう方式で治水を行っておりますから、整備が進めば進むほど、堤内地に降った水が出にくくなると。いわゆる内水被害が生ずるといふ、これは一般論で当然であります。下から2つ目のパラグラフぐらいでしょうか。そういうことにより内水被害を生ずる箇所があるといふ、何かかなり一般的な書き方になっているのがどうも、こういう文章としても、やっぱりちょっとなじめないかなと。その対策として、老朽化云々といふのはちょっと、必要性はもちろん認めますけれども、書き方としていかがなものかなと。もう少しこの辺、工夫する必要があるかなと。あるいは、地域の方にそういうことを分かっていたかための文言であれば、もう少し具体性を持った表現があってもいいかなと。ただし、これはこの文章そのものの性質ですね。いわゆる公文書であるということも含めて、性格づけがあるでしょうから、その辺は勘案して考えないといけないのしょうけれども、ちょっと記述が不足かなという気がいたします。

以上です。

出羽委員

黒木先生にお伺いしたいのですけれども、平成に入ってからかどうかというのは、僕の言い方で、その辺はもうちょっと、経過の中で詳しく見てもらった方がいいと思うのですが、例えば、代表地点の雨量でも、前は誉平で出ていたのですが、今回はそれぞれの代表

地点になっているのですよ。前の地点で見ると、平成13年9月8日が、前の資料で178mm。それに対して、例えば昭和48年は171mm。ほぼ同じです。被害、全然違います。だから、なぜ、例えば僕なんかなぜかという疑問を持つわけですよ。だから、そういったことをやっぱり明らかにしていく必要があると思いますね。そういう意味でもやっぱり、僕言っているのですがね。

黒木委員

前の資料にも、そういう治水の経緯のお話もあるし、その治水投資をした結果であるということは記述せよということですよ。もちろんそれで結構だと思います。

前川委員

以前にも、それ話されたことだと思うのですが、やっぱりどう見ても、雨量と被害面積、被害面積だったと思うのですが、以前の資料の中でも、ほとんどその傾きに違いがあるような感じに、最近になってから。そういうのを調べてくれということだったのですが、その目的は、今までの治水の努力は、どの程度、努力が今まで効いているのかというのは、大変知りたいところなのです。だから、これは、この中に入れるかどうかは別にして、資料としてはやっぱり出してほしい。それは、将来のことを考えるのに大変重要なことなので、それは僕も賛成したいと思います。

ついでなので、それこそ環境の方。やっぱりこの計画案は、大変お粗末だと思うのですよ。今、改正河川法が出来て以来の、やらなきゃならない、それこそ計画案の中に、ただ何かがいるというだけ

というのは、大変もうお粗末で、やっぱり資料として、ここまで出したので、どこまでを目標にするのか、ここで討論してくれというのなら、まだ分かるのですけれども、ちょっともう少し考えてほしいという気がします。

清水委員長

今の問題は、どんどんこういうことをやった方がいい、ああいうことをやった方がいい、入れた方がいいというふうに言っていた方がいいのではないですかね。

前川委員

それで、ものすごくたくさんあるので。

清水委員長

それは、委員の意見としてはいいのではないですかね。

前川委員

その部分で、もし出された後に、これはこれで論議すべきとなるというと、ダムとの関連でも、大変大事で、例えばサクラマスの問題。既に漁協の方からは、サクラマスとの関連で幾つかの疑問が出ている。なぜかその疑問は出てないのですが、今回の説明の中にサクラマスとの関連では、一切触れられなかったのですが、それは実は目標がないからだと思えるのですよね。だから、もうちょっと経ってからもいいのですけれども、一度出していただいて、それに基づいて集中的に環境についてお話ししましょうというのであれ

ば、そっちの方が、ひょっとしていいかなという気がします。

清水委員長

わかりました。そういうことでよろしいでしょうか。

岡村委員

河川環境の点で、先ほど具体的な提案ということで、この中身を、後ろの方になってしまうのですけれども、治水上河道の安定という言葉、何箇所か出てくるのですよね。河川環境で一番大事なものは、河道が災害を起こさない程度に変動すると、これをいかに許容するかというのが大事だということはもう、河川法の改正以来、皆さんが言っていることなのですけれども、そういう観点が全く入れられてないので、ただ、冠水頻度が上がればいいというふうに書いてありますけれども、コンクリートの護岸を冠水したって何の意味もないので、冠水して、多少の侵食と堆積が、災害を起こさない程度に発生する。そういうのをどう許容していくかというのが計画の中に入っていないと、本当に新河川法の精神を生かした河川環境の整備につながっていかないの、そういうことをいかに計画に盛っていくかというのが、私は課題であり、目標になると思うのです。

酒向委員

前半の概要の部分なのですけれども、天塩川の概要として、3ページ上段の方で、稲作、あと稲作の北限、亜寒帯というようなことが出ていますのですけれども、もう少しこの部分を、天塩川の南北に長い特徴で、稲作の北限、それによって明らかに生活の違いといい

ますか、河川のシステムが変わってくるのだぞというものを、ちょっと1行書いてほしいなと思います。

あと、次の8ページで、7行目あたりに堤防の整備、河道掘削と、ずっとありまして、天塩川の下流部についてはということで、堤防についてずっと話されているのですけれども、この上流部とやっぱり分けて、上と下とかなり地理的な状況も違うので、前段において「天塩川の下流部については」ということでずっと始まって、上流部については、じゃどうなのかというところが見えてないと。そこを加えてほしいと思います。

橋委員

少し話出てきましたので、図の7 - 5ですか。森林面積の変遷という図がありました。それをここで話していいのかどうか、関連します。

ここにありました漁協の意見書とも関連するのですけれども、森林の量的な面では、水の保有ということで、森林面積がどうかということ、関連してくると思うのですけれどもね。質的な面からいうと、この森林がどのようにして、一体、森林がどのくらい利用されたか、あるいは管理されたか、あるいは地盤がどういう地盤であるかということが、ここに出てきた留萌の意見書の言葉の1かな。1 - 1に対応するような気がするので、そういう資料は、なるべくここに7 - 5にも入れていただきたいと、そういう注文です。

清水委員長

これは回答を求めているのですか。

橘委員

資料を出していただくと、意見書の回答にもなります。

井田課長

いろいろご意見を承ったので、ちょっと整理させていただきたい
なと思います。

清水委員長

今日のところは、まず、伺えるだけ伺ってということですね。
ほかにございませんか。

井上委員

それでは、私、ちょっとこういう専門的な話が出てくると、なかなか意見を出せなくて困っているのですけれども、7ページに天塩川の主な洪水被害等という表がありますけれども、今回の河川整備計画の目標という、サンルダムを含めた工事を行った場合、こういう洪水被害がどうなるのかというものを具体的に教えていただければ、分かりやすいのかなと思います。

それと、天塩川で言えば、昭和40年代に岩尾内ダムができておりますけれども、これができた後とできる前と、自然環境にどのぐらいの影響があったのかというのを、特に河口の方では、シジミが採れなくなるのではないかというような話、意見書に出ておりますので、そういう影響等も、もし分かる範囲で教えていただければなと思います。

田苺子委員

よろしいですか。3時までで切り上げるという予定なものですから、私からちょっと、これからの視点といいますか、トータル的な視点で、私が率直に思っていることを今申し上げたいと思っているのですけれども、河川整備計画を作っていく場合に、治水と合わせて利水のことを、当然2つの視点から見ていかなければいけないと、こう思うのですよね。

今、本当にこの地方は、渇水のために大変、農家の皆さんは本当にいら立っております。5月は、天気の状態というのは、日照時間が大体70%ぐらいしかなかったと。さあ6月に入って、何とかそれを挽回して、いい出来秋を迎えたいという生産者の希望は強かったのですけれども、実は私も日記に克明に書いておりますが、6月、7月で雨らしい雨というのは、2回しか降っておりません。そして、作物の生育状況は極めて劣悪と。大変な秋を迎えてしまうのではないかとということで、今、農家の皆さんは大きなため息をついております。

そうした中で、今、私どもは、治水のことも大事でありますけれども、その前にやっぱり生活用水といいますか、そういうものを、これから異常気象ということ、何回も私はこの流域委員会で語ってきましたけれども、まず、水がないことには生きていけないのだと。生命の維持ができないのだということも、当然、どこかの中にしっかりと置いて議論していかなければならないと、私はそう思っております。

そこで実は、これ英字新聞なのですけれども、こういう手紙が私

のところへ、オーストラリアのシドニーに住まわれている人からま
いりました。それは、ゴールバンという、土別市と姉妹都市を提携
しておるところが今、大変危険な状態になっていると。土別出身の
長谷川さんという方なのですけれども、私がオーストラリアに行っ
たときにお会いした人が、ゴールバンの町が今どういう状況になっ
ているかということで、手紙を寄せてきました。

それで、ご覧のとおりというのは、これが例のゴールバンの生活
用水をキープしているダムなのですけれども、全く亀甲石の背中
のようなあんな模様になって、全く水がなくなっちゃったと。ご覧
のとおり、土別市の姉妹都市であるゴールバン市が水不足で深刻な問
題になっていますと。土別市役所の方々は、既にご存じかもしれま
せんが、シドニー・モーニング・ヘラルド紙に、これ新聞の名前で
すけれども、載った新聞の切り抜きを送ります。周期的な干ばつサイ
クル、これ100年に1度というかもしれません。地球の温暖化、
国の農業政策、米や綿の栽培、日照りによって土地の塩分が多くな
っています。日本の食糧の自給率は30%、ちょっとこれはあれで
すけれども、にも満たない現実、海外で起こっている水不足は、間
接的にも日本の問題でもあります。私は土別市生まれで、シドニー
に住んでいますので、おせっかいのようですが、こういう資料を送
らせていただきます。ということ、私は本当にショッキングな記
事として受け取りました。

そして、先日、オーストラリアのゴールバンのマルワリー高校の
学生が9人、先生が3人で、12人でいらっしゃいましたけれども、
まず土別に着いたら、存分にシャワーを浴びたいと。飲み水は、と
いうことで学生に聞きましたら、蛇口を開けたら、ちょろちょろと

泥水のようなものが流れてくるだけだと。水は全部飲用を禁じられていますから、お金を出して買っていますと。シャワーも、ようやく何日に1回かぐらいしかありませんという、私は切実なそんな話を聞きました。

それから、もう1つは、愛知用水を利用している愛知県の西加茂郡の三好町というところと姉妹提携をしておりますが、その皆さんが先般来られまして、町長の話もありましたけれども、あそこは三岳村から水を引いて、そして何とか生活をする基盤を作って、みんながその三岳村に感謝をしていたと。ところが、ダムの水が今、東京とかは大変な状況になっていて、大体、ダムの水が5cmぐらいにしかなくなってないというのですよね。3つのダムをつなぎながら、何とか今、命からがらのような状況の中で我々は生活しているけれども、こういう話を聞かされて、やはり治水のことも大事なのですけれども、やっぱり生活をしていくために、一番最初に雨がなかったら治水も何も無いわけですから、そのことをどうするかということも、しっかりとわきまえた議論というのはしておく必要があるのではないかなと。

そこで申し上げたいのですが、これは大事なことだと思いますので、あえて私が平成13年の7月に「水害に強いまちづくりを目指して」ということで、講話をしてほしいということで、流域の10ヵ町村の皆さんと、それから開発建設部の職員の皆さんを対象にした水防技術者講習会というのが実は土別市であったものですから、私に大役が仰せられて、大変苦労したのですけれども、その中で私は、一番、以前から、これはすごい話だと思って聞いておりましたのは、大切な水の話ということで、世界的な環境保全家とラジオで

言っておりました。女性の活動家なのですからけれども、そのインタビューがあって、私は急いでメモをして、後で整理をしたのですが、それをちょっと参考までに読み上げて、今後の議論の中で参考にしてもらいたいと思うのです。

今、日本は、外国から水を輸入しているのと同じです。なぜでしょうか。それは、米の減反政策など、外国から食糧が大量に日本の国に入ってきているからです。40%程度の食糧自給率の低い日本が、これから外国に依存しないで食糧自給率を高めていく場合に、必ずこの水不足に悩まされる心配はありませんか。水量、流域とも世界第1位の南米の大河アマゾン川ですら、ダムを造っていることに注目すべきでしょう。これは女性の環境活動家が言っていることです。密林が河川流域の大部分を覆い、長さ6,770km、川幅は河口で100kmというのだから、我々には想像もつかない超大河ということになります。この超大河も、時には、雨が降らず、大干ばつに襲われることがあったときには、ダムの水面から水を蒸発させて、雲になり、雨になり、森林を潤しているのです。ダムを造っても、今までのような、造らないときと同じような環境を考えていく。人間のためだけでなく、川の命も大切だからです。自然と生物との共生では、命は連続しているものだから、環境もまた、連続した環境が必要ということになるのではないのでしょうか。ですから、開発には節度を持って付き合うことであり、マイナス面が出たらフォローアップして、長い時間で共生できることを考えることになります。自然と共生と言うのなら、もっともっと自然を知らなければ共生はできないでしょうし、また、自然は常に変わっていくものだから、なおさらのことではないでしょうか。

これは、ラジオのインタビューの中で、世界的な環境保全家の活動家がおっしゃっていたことということになっているのですが、私はこれを以前から大事に取っておいたのですけれども、やっぱり今、こういった議論をしていく場合に、やはり現実に生活をする場合の利水の関係が果たしてどうなるだろうかと。そして、やはり人間の生命と財産をしっかりと考えた計画でなきゃならんし、今ここで言っているように、自然をいたずらに破壊するのではなくて、しっかり共生する環境を作る。そして、マイナス面になったら、それをフォローアップしていくのだと。そういう一貫した考えを、私はこの流域委員会の協議の中に、それを根幹に据えて、プラス面、マイナス面というものを大局的に論じていくことが大事ではないだろうかと。治水をとらえて、ある部分的な議論も大事ですけれども、しかし、それはもっと各論に入ってからであって、一番最初にやっぱりこの河川整備計画というのは、この考え方を、理念をしっかりと頭に整理をして、私は皆さんと一緒に協議をしていきたいなというのが私の希望ですので、そんな私の思いを、ちょっと時間がない中で大変申しわけございませんでした。

清水委員長

ありがとうございました。

時間が、予定していた時間には一応なっておりますが、何かこの後、用事のある方もいらっしゃると思いますので、議論については、今後何回もできますので、あと、1点か2点ぐらいだけ。

では、お三方だけ、お願いいたします。

出羽委員

これは、今後のこの場での議論にも大事な問題になると思いますので、どこでお話ししようかと思ったのですが、実は流域委員会が始まった1回目のときに、環境影響分析という問題が出ていたのです。僕もちょっと忘れていたところもあるのですが、第1回目の議事録の天塩川水系整備計画策定フロー図の中に、環境影響分析といいまして、独立して、環境を中心に独自の分析をやって、分析計画書案を作って、これを流域委員会から意見を求めながら分析計画書を作ると。それが1つの段階。そして、分析を行って、分析報告書案を作って、流域委員会とやりとりして、報告すると。これは、専門家の意見を聞きながら、第三者に公表しながら行うということがありまして、これは実は、原案の前にそれがやられることになっているわけですね。そして、これは第2回で少し形は変わっているのですが、同じことが入ってしまっていて、第3回の議事録、そこでこういうふうに書かれています。議事結果ということで。

環境影響分析の計画書及び報告書については、事務局は委員会に報告するものとするが、委員長等の学識者を含め、第三者意見を聞いた上で取りまとめを行うものとする。これは、アセスメントの後の一連のいろんな調査がなされて、それとも重なるのかも知れませんが、そこはよく分からないのですが、これは今後の議論の進め方に大きく影響されるわけで、これまで流域委員会では、その後全く何もなかったのです。この辺がどうなっているのかということと、今後これはぜひ出していただいて、これは複数案を対象に検討するということにもなっていますので、その中で特に環境面に焦点を当てた環境評価分析をするということになっていますので、

この点について、もし今、どうなっているのかということが、答えられる分があれば答えていただいて、それ以後は、次回にでもやっていただければと思うのです。

清水委員長

時間の関係もありますので、次回ということによろしいですか。それとも、今答えますか。

井田課長

次回に、環境影響分析に関するものを取りまとめて、原案の環境部分等、まだ残っているところもございいますので、あわせて次回に説明して、ご意見をいただきたいと思います。

本田委員

私ども、天塩川の下流部に住む者で、この7ページにも出ておりますが、昭和50年、56年に大洪水があって、そして地元の産業も、酪農業で大きな被害を受けたわけでございます。今日、非常に、北海道は余り降っていないようですけれども、本州方面では、豪雨の被害が非常に増えておりますので、治水事業には、今後とも積極的に取り組んでいただきたいと、このように思っております。

私どもの町でも、ハザードマップを製作して、災害に強い町ということで、私ども、毎年のように、こういう訓練をしているわけでございますが、今後、光ファイバーを活用した情報の共有など、関係機関の連携に積極的に取り組んでいただきたいと、そのようお願いを申し上げます。

山口委員

河川の環境の現状と課題という、9ページにありますけれども、本川の流下能力を高めるために、切り替えしたところがたくさんあって、その切り替えの場所は、現在、環境的には非常にいいとは言われない状態のところがたくさん見受けられると思います。何箇所かそういう場所がありますけれども、一度にそれらを全部環境を整えれといっても無理なので、本川に近いところの、やりやすいところから環境を少しずつ見直して、そういう部分を切り捨てないように、今後の環境を改善していただきたいと思います。

橘委員

ちょっと田苅子さんの意見に刺激されているのですが、岩尾内ダムの水がなくなるというのを、サンルダムができることによって流量配分で流すことができるのかどうか、後で教えてほしいのです。下流の方も増すという意味です。

清水委員長

次回、資料を基に説明していただけるそうです。

本日は、どうもありがとうございました。

次回以降は、今日の議論に引き続き、治水の関係、更に利水、環境、維持管理というようなことで議論をしていきたいと思います。

それでは、司会を事務局の方にお戻しいたします。

山田課長

委員の皆様にはおかれましては、長時間ご議論、どうもありがとうございました。

本日、原案をお示しいたしましたので、これについての議論を精力的に行っていただきたいと考えております。また、日程調整についても、今後させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3 . 閉 会

山田課長

それでは、これをもちまして、第7回天塩川流域委員会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。